御雇外国人アップジョンズ

――下総牧羊場における緬羊飼育――

角 山 幸 洋

1. 御雇外国人

明治時代に於けるわが国の政治経済の発展に、御雇外国人の果たした役割については、すでに多くの論考がみられ¹⁾、また最近では、外国の研究者によって「生命のある機械」Livinng Machine²⁾ として取り扱われている。ここに御雇外国人のうち、一人のアメリカ人の日本における貢献をとりあげるのは、御雇外国人のうち、個々それぞれの残された業績については、まだ充分には研究が尽くされているとはいえない状態にあるからである。そしてまだまだまだ掘り起こされるべき資料が山積しているといっても過言ではないであろう。

ここでは明治 6 (1873) 年に来日し、明治 8 (1875) 年から、日本政府との契約により牧羊事業の導入に貢献することになる人物を取り上げることにする。彼の名前はアップジョンズといい、アメリカ、カリフォルニァに在住の牧羊家であり、彼は下総牧羊場の設置から、 緬羊の 導入と増殖に 努力を惜し まなかったが、その足跡を追いながら、政府組織のはざまにありながら、彼なりの日本に対する協力を惜しまなかった姿を、ここではとらえることにしたい。

¹⁾最近までの御雇外国人についての主な研究業績をあげるならば、つぎのとおりとなる。『お雇い外国人』全17巻 鹿島出版会 昭和43年4月30日~51年11月10日 ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』小学館 昭和50年5月1日

²⁾ Jones, H. J. Living Machine. Hired Foreigners and Meiji Japan, University of British Columbia Press, 1980.

ここでも巻末に, 御雇外国人の参考文献が掲載されている。

なお帰国後、メキシコに渡ってから後の日本との移住適地調査の協力関係に ついては, すでに別に発表したので, ここでは触れることを省略したい3)。

2. ジョンズの牧羊意見書

わが国に初めて、緬羊がもたらされたのは、明治以後では、明治2(1869)年 に細川少議官が、アメリカからスペイン・メリノ8頭を購入したのが、メリノ 種輸入の最初といわれている。そして明治政府は、府県の農事試験場や牧羊場 で、輸入した緬羊を飼育させ、その子緬羊を民間に分与させ、増殖させるなど して、牧羊の積極的な奨励している。

アップジョンズは1873年(明治6)に来日したのであるが、この時日について は明らかでない。おそらく明治5(1872)年に、岩倉遣米欧使節一行が、アメリ カを訪問したとき、来日の交渉をもち使節の帰国とともに来日したものとみら れる4)。 そして自費でもって日本各地を 調査して 廻り 牧羊適地の 意見書など を,明治8(1875)年までにリゼンドルを通じて日本政府に提出している。現 在,政府に提出され各処に保存されているものを列挙するならば. つぎの意見 書・報告書があげられるであろう。

- 1) 「牧畜建言書」 明治7年(宛先不明 大蔵省翻訳掛10行罫紙に墨書)米・ア ップジョンズ〔翻訳文〕『大隈文書』(A3824)
- 2) 「荒地開発ニ関スル建言書」第1-3(大隈大蔵卿宛 明治6年11月24日~ 明治7年1月23日) 米・アップジョンズ〔翻訳文〕『大隈文書』(A1349)
- 3) 「官有地開発並牧羊ニ関スル意見書」(米・リセンドル宛 明治7年1月20 日) 米・アップジョンズ〔翻訳文〕『大隈文書』(A1351)
- 4) 「牧場適地調査ノ為、相・伊・遠・駿・甲・武諸州巡回報告書」(寺島外

³⁾ 拙稿「榎本武揚とメキシコ殖民移住」『経済論集』第34巻第6号 昭和60年2月 5. 領事館雇アップジョンズの報告

⁴⁾ 中村尚美「わが国牧羊事業の先駆者ジョーンズの事蹟」『日本歴史』第52号 昭和27 年9月1日 実教出版 14-18ページ。

務卿宛 明治6年11月24日~明治7年1月28日)米・アップジョンズ〔翻訳文〕 『大隈文書』(A3823)

5) 「Jones 氏下野・常陸・下総実見記」 (大隈重信宛 明治8(1875)年1月23日) 米・アップジョンズ〔英語原文〕『大隈文書』(C484)

「下野及常総荒蕪地調査並開拓意見書」(大隈大蔵卿宛 明治8年1月23日) 米・アップジョンズ「翻訳文」『大隈文書』(A3825)

「米人ジョンズ旅行記事」〔下野・常陸・下総地方 荒蕪地調査報告〕 米 ・アップジョンズ〔翻訳文〕『内閣文庫』

彼の調査目的は、すべて牧羊場の開設に向けて適地を調査することにあり、 その計画書を政府に提出し、牧羊事業を外国人への委托契約することによって 一手に引き受けることとすることにあった。上記のうち最後の調査報告が、牧 羊事業に対する基礎資料としてつかわれることになる。

3. 日本政府との事業契約

このアップジョンズについては、非常に多くの記録が残されているにかかわらず、研究として挙げられるものは非常に少ないのであるが、大隈文書が早稲田大学に収められたので、この文書を中心として、彼の牧羊事業計画の段階のまでについての論考がみられる 50 。また下総牧羊場は、のち宮内省(三里塚)御料牧場となり、また第2次大戦後、この三里塚牧場は新東京空港となったので、御料牧場は栃木県へ移転することとなり、その事績を記した『下総御料牧場史』が編纂されているので、そのなかに若干の関係記事がみられる 60 。

⁵⁾ 中村尚美「わが国牧羊事業の先駆者ジョーンズの事績」『日本歴史』第 52号 実教出版 昭和27年 9 月 1 日

ここではアップジョンズの帰国について,牧羊事業の普及をあげているのであるが, 本稿では,この見解には同調することができない。

^{6) 『}下総御料牧場史』宮内省 昭和44年3月1日 70ページ。 ここではアップジョンズについて 「退職後の消息に ついては 不明である」 としている。

アップジョンズが日本政府と牧羊事業についての契約を結ぶ以前においても、「米利堅国合衆国カリフールニヤ州牧羊家デー、ダブリユー、アップ、ジョン」として⁷⁾、常に日本の畜産事業への助言を専門家の立場からしているものとみてよい。ただ日本政府の事業と直接関係していくのは、明治 7 (1874)年以後からとみられる。その内容は、農業および畜産関係の種子・種牛馬などをアメリカから購入し、産種導入することに従事していることである。

明治 7 (1874) 年 6月14日には、勧業寮に於いて米国の牧草を購入することを計画し、彼に委託して赤頭草、「アルフハルフハー」、「チモジー」、瑞典の蕪菁、燕麦、林間草などの輸入している。この種子は、ようやく明治 8 (1875) 年に到着し代金支払いの決裁を仰いでいる⁸⁾。 また明治 7 (1874) 年11月 4日 勧業寮より、彼に托して米国の植物種子を購入することを計画している。その種類は、南カリフオルニア米、大麦、小麦、裸麦、牧草、瑞典の蕪菁・甜菜・草綿・煙草などであった。さらに明治 8 (1875) 年 2月15日には、内務省に於いて牝犢を米国より購入することを彼に依頼している。そしてその費用 3,000 ドルの半額を交付している⁹⁾。 このとき 直ぐに 米国に派遣され、購入手続をしたのち、同年 4月 8日には、日本に戻ってきている¹⁰⁾。このように牧羊事業に着手する以前において、政府の農業政策の一環として品種改良に協力している。

ここで李仙得(リセンドル, C. W. Legender) が登場してくる。リセンドル (ルジャンドルともみえ, フランス系のアメリカ人) で、外務卿 副島種臣の 顧問として来日し、この時期では、台湾征討に際して台湾蕃地事務局准二等出仕に任じられている。そしてまた蕃地事務局長大隈重信にも接近し、その外交政策を決定

^{7) 『}公文録』明治11年2月26日内務省第13号文書 牧羊事業概算経費増額之儀伺

⁸⁾ 黒川真頼『大日本農史』農商務省蔵版 昭和45年10月15日 国書刊行会 『農務願末』第七 雑用植物 五米国種牧草類種子購入ノ件

⁹⁾ 黒川真頼『大日本農史』153, 161ページ。

^{10) 『}大隈文書』(A4442) 牧羊ニ関スル「ジョーンズ」 氏建言ニ付意見書 大久保内務 卵宛 明治8年4月8日 米・リゼンドル 写 和大

することにも関係することになる。この蕃地事務局が閉ざされると同時に政府顧問の職を辞し、その後暫くは大隈重信大蔵卿の顧問として日本に滞在している。このような関係から、牧羊事業に外国人の技術を導入することにも日本政府への仲介業務として加わることになってくるのである¹¹⁾。

アップジョンスからの牧羊計画の書類は、明治8 (1875)年2月13日に、リゼンドルがアップジョンスとの第1回の面談をして下打ち合わせをしたのであろうが、さらに同月15日に再会して計画書類を作成している。そして旧蕃地事務局長官であった大隈重信との契約関係から、同月18日付で、条約案(「第44号上申」)をリゼンドルから大隈重信大蔵卿宛に提出された。まず大隈重信を訪問し、ジョーンズとの『契約書』を持参し上申書を提出している。これは15条からなり、ここでは、

- 1) 牧羊整備費・用具代は日本政府の負担とし(5,000弗), 牝羊 2万頭購入費・飼育費・輸送費は,ジョンズ個人の負担とすること〔第4条〕。
- 2) 2万頭の羊の中1万頭を政府へ渡し、その後毎年1万頭の仔羊を政府へ納めて、合計10万頭になるまで継続する〔第5条〕。
- 3) 羊毛は市価を以て政府が買い入れる〔第7条〕。
- 4) この条約を実施するに当たって治外法権を排除するため、ジョンズを政府へ雇入れ一定の給料を支給する〔第11条〕。

などを骨子とするものであり、アップジョンズの資格については「ジョンス氏ヲ以テ内務省ノ官員ニ補任シ表向名目ハ下ニ記スル如キ月給ヲ賜ハラン」こと、その任務は「荒地ヲ開墾シ牧草ノ生植スヘキ事」、そして「陣頭指揮シテ羊ヲ日本へ持越ス」こと、地方に牧羊を拡張するために「官員ニ牧羊方法ヲ伝授スル事」、日本政府に引き渡すために「分配スルノ良法ヲ其当任ノ日本官員ニ伝授スル事」であった120。これらの内容の趣旨は、大部分において、正式の

¹¹⁾ 中村尚美「李仙得」『日本歴史』第35号 実教出版 昭和26年4月1日

^{12) 『}下総御料牧場史』宮内省 昭和49年3月1日 60ページ。 『大隈文書』(A4439)「ジョーンズ」ト日本政府ノ牧羊飼養ニ関スル契約書案(大隈

『命令状』において取り入れられることになる。

ここで問題になったのは、ジョンズの事業に従事する資格とその勤務に応じて支給される給料の金額であった。このことから大隈重信は、河瀬勧業権頭と岩山敬義権助に命じて牧場開設の要否と、アップジョンズの上申書を検討させた。その結果、上申書のままでは官民の区別が明らかでなく、特に治外法権の関係から、外国人の営利事業としては許可できないので、将来問題の起きないように、最初からアップジョンズを内務省勧業寮の「雇」として採用し、細部の計画についても十分に検討の上、政府事業として実施するならば支障がないとの答申がなされた。

この契約内容については、内務卿である大久保利通との直接交渉が必要であったので、リゼンドルは、通訳である平井秘書官を同行させ、面談して契約の細部について質問することになる。『大久保利通日記』8年3月31日には「李仙得氏平井氏同道入来牧羊ノ事ニ付示談」とみえるのは、原案について幾つかの疑問があり、それを問い質すことが必要であった¹³⁾。

この原案に対して、リゼンドルは意見書(4月5日付覚書草按)を付して、4月8日に「覚書」第46号と付属文書 (第46号覚書=添へル別紙第1号)を大久保内務卿に提出することになる $^{14)}$ 。そしてこの4月から6月にかけて、リゼンドルは、アップジョンズと大久保との間を、『雇入条約』『推薦状』をもって往復し

大久保参議宛李仙得上申書 (1875年2月18日 東京)「ジョーンズ」 日本政府ト牝 羊十万頭ヲ飼フ条約ヲ取結ヒ度キ旨ノ事。

重信宛 明治8年2月18日 米・リゼンドル

[『]大隈文書』(A4440) 同上 写

[『]訳稿集成』第61冊巻18

同件ニ付属ノ甲乙二表及ヒ二表ノ解

¹³⁾ 日本史籍協会編『大久保利通日記』 2 (日本史籍協会叢書27) 昭和44年 東京大学出版会 388ページ。

^{14) 『}大隈文書』(A4442) 牧羊ニ関スル「ジョーンズ」氏建言ニ付意見書 大久保内務 卿宛 明治8年4月8日 米・リゼンドル 写 和大

たようである¹⁵⁾。 4月8日には, ジョンズがアメリカより帰ってきたので, ジ ョンズに採用通知をする際に、4月5日の草案について、どのような箇所を修 正していくのか、通知されたい旨を大久保利通宛に問合わせている。このこと は、とくにジョンズの事業の統括とも関係し、その結果、給料とも関連するこ となのであるが、「一ケ年二千五百弗ノ給料ヲ 賜ハリテ内務省ノ一官吏ト 為サ ン とするのは、幾分なりとも従来からの仕事に対する報酬でもあり、また往復 旅費に充当されるもので、「同氏ハーケ年六千弗以下ノ給料ヲ承諾ス可キ人物ニ ハアラズシテ盖シ大久保ノ草案第一条ニ因レハジョーンズ氏ハ沢山ナル利得ノ 分割ヲ受ク可シト雖モ案スルニ仮令同氏ハ其分割ヲ受クル事アリ其給料ヲ六千 弗ニ定ムベキ道理ハ数箇アリ」としている。そして「第二条ニ就キ以テ之ヲ観 ル時ハ牧羊ノ業ヲ統括スル者ハジョーンス氏ニアラスシテ勧業寮タルヘキカ如 ク且ツ之ニ管セシー切ノ事件ニ付テハ同氏唯々同寮ノ相談人タル可ク敢テ統括 人二ハアラサルカ如シ」とするもので、主体はあくまでも勧業寮にあり、ジョ ンズはその相談役に止まるもので統括責任者でないとしている。このほか各条 文について、細かく意見を述べているのであるが、この写の条約をアップジョ ンズに示したところ、第1、第4、第16条については、一、二カ所を改正され るならば、差支えないとのことで、承諾することとなった。

河瀬秀治勧業権頭から、アップジョンズに対して『命令書』が出されたが、 「大日本帝国政府内務卿 ノ命ヲ 奉ジ 勧業権頭河瀬秀治米利堅合衆国 カリホル ニア州ノ牧羊家ナル、ディー・ダブリュー・アップジョーンズ氏ヲ雇入ルガ為

^{15) 『}訳稿集成』第47冊巻 4

大久保参議宛李仙得書翰(1875年4月8日 東京)「ジョーンズ」牧羊―条ヲ建言セシ趣旨ニ付テノ事

大久保参議宛李仙得書翰(前件ニ添ヘル別紙)「ジョーンズ」 ヲ雇フ給料等ニ付テノ 条件

[『]訳稿集成』第48冊巻5

大久保参議宛李仙得書翰(1875年5月1日)「ジョーンズ」 雇入 条約同人へ読ミ聞カ セ返却ノ事

メ,今茲ニ左ノ条款ヲ掲ゲ右同人ニ附与シ其命ヲ尊奉セシムルモノナリ」とし、正式に調印署名したのは、5月27日で、雇入条約ではなくアップジョンスへの『命令書(状)』となっているが、この当時の契約方式に準じたのであろう¹⁶⁾。内容は、全部で21カ条からなるもので、条款・規則の尊守と就業期間(8年6カ月)、給与(1カ月日本貨幣500円)と勤労賞(純益金1/3)、給与・勤労賞の支給日、墾地積(18カ月1,500エーカル、のち12カ月1,500エーカル、総計7,500エーカル)、牝牡羊輸入(牡羊200頭、牝10,000頭)、必要物品の準備、牧羊生徒の教育、官舎の設置、旅費支給、牧羊事業の統括、規則の設定、経費の区分、緬羊・羊毛の売却(20,000頭より超過する数ほか)、事業中止の処置、事故休暇、病気による免職・後任の処置、死去時の給与支給、免職、自己退職、国内商売の禁止からなっている¹⁷⁾。

この計画は、すぐに翻訳されて大隈の手元に達したのであろうが、これに対する回答はなされていない。そのためジョンズは、リゼンドルに書状を送り、「一ケ年六千円ノ給料ト其雇期限ノ終リニ至リ兼テ其在職中得タル真利ノ百分ノ三十ニ当レル謝金トヲ頂戴致シ候」とすることでの承諾において、その計画の実行の可否を日本政府に問い合わせるように催促することになる。

5月28日には、リゼンドルは大久保利通に対して、「訓令(命令状のことであろう)」訳文、ジョンズの「受書(受諾書のことであろう)」の署名が、リゼンドルの立ち合いのもとで行われたことを報告している。『大久保利通日記』 5月29日条には「李仙得氏平井氏 同道入来ジョンズ氏 牧羊事件談判」と みえて いるので18, この時には、すでに契約を終了したことを伝えているのである。アップジョンズは、「閣下ノ御深切ニ感シ候而宜敷御礼申上候」としている。 このことは自分の意見が通り、日本政府に対して採用されることになったことに、満

^{16) 『}命令書』『命令状』『契約書』など、その時々に応じた平井希昌秘書官の訳語がみられるが、ここでは『命令状』に統一した箇所がある。

^{17) 『}太政類典』第2編第66巻 明治8年5月8日 1.米人デョンズ及レーテムヲ雇入

¹⁸⁾ 日本史籍協会編『大久保利通日記』 2 (日本史籍協会叢書27) 昭和44年 東京大学出版会 396ページ。

足しているのであろう¹⁹⁾。

そのため今度は、直接の顧問である大蔵卿大隈重信に報告のため、リゼンドルはジョンズを同道して允許をたまわりたいとすることを6月4日付で進言している²⁰⁾。そして「閣下ノ斯ノ如ク深ク私ノ言ヲ容レテ之ヲ賛成スルコトナクンハ成功固ヨリ期スへカラス」という決意の程を、伝言されんことを平井希晶秘書官に送っている²¹⁾。

明治政府の経済政策は、常に外国の植民地となること、つまり外国資本による合弁事業による侵略を極力恐れており、外国人に経営を委託することを絶体避けようとしたのであった。ここで明治8 (1875) 年 5 月 8 日、内務省勧業寮に牧畜開業取調委員10数名をおき、岩山敬義権助をして、これを監督せしめ、そしてアップジョンズは勧業寮雇として開業のすべてを一任された。そしてジョンズに交付する『命令書』按を開申して勧業寮雇としている²²⁾。

このときの契約は、期限 8年 6 カ月であるが、「日本貨幣 五〇〇円の 給料ト別ニ、動労ノ賞トシテ牧羊純益金ノ一〇分ノ三ノ高ヲ与フベシ」とあり、牧羊場の 8年半後の予想経営純益 148,746 円の10分の 3、つまり44,623円余が支給

- 20) 『訳稿集成』第47冊巻4 大久保参議宛李仙得書簡(1875年6月4日)「ジョンズ」牧羊ノ 為メ八ケ年 半ノ羊ノ 雇入ヲ承諾シタル等ノ事 [第103号乙]。
- 21) 『訳稿集成』第49冊巻6 平井外務少丞宛「ジョーンズ」書簡(1875年8月18日 横浜) 報告書二通ヲ大隈公ノ採用サレシヲ謝スルノ事。
- 22) 『外国人雇入取扱参考書』第2巻自明治9年11月至10年4月 宿所/千葉県管下/下総国印旛郡/第拾大区小区十倉村 備期限/明治八年五月ョリ/同十六年十月迄/職業/牧羊家 備給料/日本貨幣金五百円/国号/米国

^{19) 『}訳稿集成』第47冊巻 4 大久保参議宛李仙得ノ「ジョンズ」氏推薦書(1875年 5 月28日 東京)

されることになっていた。

ここで注意を必要とするのは、月給を支給することは当然のことであるが、別に牧羊事業の終了時点において、「同氏ノ給料ノ外純益金十分ノ三ヲ分与スヘキノ契約」という純益の3分の1を支結する方式²³⁾、いわゆる「利益分配方式」をとったのは、明治政府にとって、これが唯一の例ではなかろうか。そのことは外国人の経営に委託することが禁止されていたために、働業寮雇という資格をもたせて政府事業に参加させることが、最良の方式であるという苦肉の策であったとみられる。

このとき助手として雇傭されたのは、アメリカ人(ウェルモント州出生、ワイオミング・テルリトリーのセーエンの住人)レーザム Latham、H. で、彼は、7年5月21日より一カ年間、愛知県英語学校の教師として勤務していたのであるが、その契約が8年5月で切れたので勧業寮雇となり、8年6(あるいは7)月より、2カ年間の契約で、ジョンズの牧羊手伝人として勤務することになった。この紹介は米国公使ビンサムによるもので、農学士として日本に止まり、その職と住宅を求めようというもので、牧羊事業に積極的に参加するというものではなかった。「しかしレーテム氏雇人となりたる上は勧業頭の命令を奉じて、デー・ダブリュー・アップジョンズ氏が伝る所の指揮に従ふべし、而してジョンズ氏不在等の節は、レーテム氏は直ちに勧業頭の命令を奉ずべし」(『条約書』第2条)とする業務上の責任が課せられていた。9年12月で41歳6カ月であったから、あまり若いとはいえない。給料は月額250円であった240。

レーザムの契約が切れたのちは、英国人ケエィ・リチャルド Kay, Richard

^{23) 『}大政類典』第2編第66巻 外国交際9 外客雇入3 第27号文書 明治8年5月8 日

^{1.} 米人ヂョンズ及レーテムヲ雇入

^{24) 『}官雇入表』〔自明治9年〕,『大政類典』第2編,『外国人雇入取扱参考書』 第2巻 自明治9年11月至明治10年4月

[『]訳稿集成』第48冊巻5 「レーテム」ノ採用条件ニ付, 同人ヨリ「ジョヲンス」宛書 館(1875年5月26日 東京)

が,明治10(1877)年9月1日より11年2月まで,「牧羊場現業手伝」 としてそれにあたるが,契約を更新して13年2月に任を終えている。給料は月額200円であった25)。

これにはまず牧羊場の設置場所の選択とその決定が必要であった。下総の現地視察の調査団は、勧業権助岩山敬義ら11名からなり、このときジョンズも同道している。7月3日に東京を立ち8日に成田に着いたが、岡田任一とともに駿河屋に宿をとっている。そして4日間にわたり取香牧・矢作牧を視察して、15日にはつぎの予定地常陸女化の原にむかった。このとき牧羊地がすでに決定をみたようである。

8月10日には、内務省より牧羊開業方法および出費収入予算書を太政官に禀議して裁可を得ている。その内容は、8年6カ月の予算で最初一年半の費用は105,005円であった²⁶⁾。

さらに9月25日に、大久保利通内務卿は、勧業頭河瀬秀治らをともない総勢15名が、現地におもむき牧羊場にあてる土地を策定している。これは印旛郡十倉七栄両村のうち、1419町8段2畝24歩を購入して牧羊場とし、勧業権助岩山敬義をして、一切の事務を監督せしめ、アップジョンズをして現業を担当させるというものであった。そして米国人レーザムを雇い、アップジョンズの補助作業者としている。

このときもジョンズが同道しており、岡田任一、ドクトル・ラソンとやはり 成田の駿河屋に宿泊している²⁷⁾。

^{25) 『}官雇入表』自明治九年 [外務省外交史料館] (3 門9 類第14号文書) 勧農局/英/リチャルド・ケエイ Richard Key/ーケ月金百円 [抹消] 十一年三月 ョリ/ーケ月金弐百円/十年九月ョリ十一年二月迄/十一年三月ョリ十三年二月迄継 続/下総牧羊場/十年九月廿三日/十一年三月十六日通知

^{26) 『}内務省第一回年報』内務省 明治9年 [『明治前期産業発達史資料』別卷26(2) 明 治文献 昭和41年 収録]

^{27) 『}富里村史』 通史編 富里村 昭和56年7月31日 [実際は, 9月1日] 652-674ページ。

この牧羊拡大生産計画は、牧羊生徒を各府県から募集して、牧羊場に於いて 実地教育を実施しようとするものであった。そのため8年8月31日に、各府県 に募集をしている。これらの人たちをアップジョンズらが実地教育することに なっていたが、それは『命令状』第7条に「ヂョンズ氏ハ其勤務スベキ牧羊場 へ出動ノ折ヲ以、勧業寮ヨリ人撰シタル五〇名ノ牧羊事務ノ通暁ナラシメント ノ見込ヲ以、場中牧羊事務ノ仕様ヲ詳ニ伝説スルコトトス」とあることによる ものであった²⁸。のち明治10 (1877) 年10月10日には、岩山敬義場長とともに牧 羊生徒に対して、特羊上の修習事項について試問をしている。

さらに明治 8 (1875) 年10月には、岩山敬義をはじめとして掛員アップジョンズは、現地にむかい、元開墾会社所有の建物一棟を買い入れて事務所にあて、開場についての一切の事務をとることにした。ところが現場から離れているために、両国に仮事務所と牧夫舎を建てることになり、12月26日には完成を終えている²⁹⁾。これは「第二、三、四、五区分庁」「両国分局」などと呼ばれた。

ところが実際に開墾に取り掛かってみると、毎年1,500 エークルを開墾する ことは、牧羊計画からみて不必要であり、牧羊地の必要がある時に限って開墾 するように、『命令状』第4条を改めてもらうように、平田秘書官から、勧業 頭松方正義宛に進言してもらいたい旨の書簡を提出している³⁰⁾。

これについては、新『命令状』が明治10(1878)年12月28日に締結されるが、 このなかには旧第4条は削除されているので、彼の意見と条文の改正は受理されたのであろう。ただそれまでの段階においては、条文の通りに作業が進められていった。

^{28) 『}大政類典』第2編第66巻 外国交際9 外客雇入3 第27号文書 明治8年5月8 日 1. 米人ヂョンス及レーテムヲ雇入。

内務省勧農局『牧羊生徒試業録』明治10年10月10日 東京 勧農局

^{29) 『}下総御料牧場史』宮内庁 昭和49年3月1日 30ページ。

^{30) 『}翻訳集成原稿』第4冊第22号文書 平井少史宛「ジョーンズ」書簡 (1877年1~3月カ) 牧羊ノ為カ干拓スル地積ヲ改ムル事。

4. 緬羊ノ導入

明治 9 (1876) 年 8 月25日には、勧業寮の牧羊掛とアップジョンズ等は、清国および米国に派遣され、緬羊を購入することになる。このことは『命令状』第 4 条に「一五〇〇エーカルノ地開墾成就ノ上、掛リ官員ト相謀リ種畜ノ牝牡羊輸入ノ運ニ従事スベシ。尤輸入ヲ要スル総頭数ハ牡羊二〇〇頭牝羊一〇〇〇〇頭ニ過ギザルベシ」とあることによるものであった。中国に派遣されたのは、「綿羊輸入総額之内、差向支那羊千五百頭今秋輸入良種之牡羊ト配シ漸次良種ニ変更致シ度」ということからきている31)。

また米国に派遣するのは,緬羊 10,200 頭の導入計画のうち,「三千六十頭一時輸入之期ヲ延へ右ヲ牛馬ニ代外国之良種ヲ配シ漸次良種ニ変更繁殖之儀兼テ聞届置候ニ付テハ良好之牡牛馬米国ョリ買入候様」にするためであった。なお派遣の情報がもれると,現地での購入価格が上昇するので,派遣のことは内密に取り計らうように,とされ新聞紙上にも公表されていない。

このとき清国へは、勧業寮十等出仕奥青輔・勧業寮権中属舟木真・勧業寮雇 鬼頭龍尾、米国へは、同奥青輔・勧業寮雇岡田任一(一行が清国より米国へ赴く途 中、横浜から同行することになる)が、アップジョンズに同行している。ここで問 題になったのは、アップジョンズの旅費・日当の支給のことであった。そのた め「寄港諸港へ上陸ノ節其他地方ニ寄、金五円又ハ金六円ノ滞在日当ヲ旅費賄 料ト可相改且内地諸港へ同断ノ節ハ日当金壱円ヲ給スヘシ」と、急いで規定を こしらえる有様であった320。

アップジョンズらが清国に出張して購入した緬羊は、下総牧羊場に移管される。これによって勧農寮から、内務省に報告された頭数は、合計 1,284 頭、その内蒙古羊840頭、上海羊418頭、山羊25頭、その他に出生91頭、斃18頭であっ

^{31) 『}公文録』明治9年7月内務省第62号文書 1. 勧業寮官員支那并米国へ派遣伺

^{32) 『}太政類典』第2編第315巻 理財35 旅費2 第106号文書 明治9年9月2日

^{1.} 勧業寮雇米人デョンズ米,清両国へ差遣旅費支給

た33)。明治10(1877)年11月にも,内務省一等属門馬崇経等を清国に派遣して,蒙古羊 936 頭を購入しているが,このときにはアップジョンズは同行していない。おそらく買付方法については,前回の例に見倣うことで了承したのであろう。また明治11(1878)年11月,七等属長瀬義幹らを濠洲に派遣して羊 1,500余頭を購入しているが,アップジョンズは負傷しているので同行していない。

導入計画にしたがってアップジョンズは牧羊事業に勢力を注いだが、それにもかかわらず増殖実績は十分にあがらなかった。それに予想もしなかった肺虫や疥癬³⁴⁾が、明治11(1878)年1月以後、各種の羊のうち中国(蒙古・上海)羊に発生し、これがつぎからつぎへと緬羊に蔓延していったため最初の導入計画の実行があがらず、明治11(1876)年には別途支出が850余円にも及ぶことになる。しかしこれは、アップジョンズの責任に帰せられるものでなかった。

そのため同年2月14日には清国からの購入を一時見合わせ、アップジョンズとも協議の上、三菱社商船が濠洲へ赴くので、これに依頼して牝牡羊1,070頭を輸入することになり、三等属奥青輔から勧業寮に申請し、長瀬義幹が濠洲に赴くことになった350。同年11月の1,500余頭も同様であった。

このほか緬羊の害になるのは野犬であったが,一方では緬羊のために護羊犬 を飼っているので,このような牧羊事業に協力し野犬捕獲をしてもらいたいと

³³⁾ 黒川真頼『大日本農史』216ページ。 なお詳細な導入頭数については、別項で取り上げることとし、ここでは省略すること にしたい。

³⁴⁾ 吹田鯛六訳『百科全書』羊篇 明治15年8月 文部省 115ページ。 疥癬(スカップ)(前略) 現今此羊病ノ原因ハ<u>アカリ</u>種ニ属スル 細虫ナル事ヲ 査定セ リ日耳曼ノ獣医ワルズ氏ハ此細虫ノ挙動ニ就キ甚タ珍奇ナル説話ヲ為セリ其説ク所ニ 拠レバ此細虫ハ羊ノ皮膚中ニ蟄シ約ネ十五日ヲ経テ夥多ノ子ヲ率ヰテ再ビ出現ス其幼 虫モ亦一斉ニ羊ノ皮膚中ニ蟄シ一様ノ方法ヲ以テ蕃殖シ遂ニ羊ハ其無数ノ殺戮舎ノ為 メニ漸ク衰弱スルニ至ル<u>ワルズ</u>氏ノ書中ニ此細虫ヲ極メテ顕大ニ写出セル図形アリ此 論旨ハ牧羊家ノ利害ニ重大ノ関係有ルヲ以テ当ニ尚ホ深ク推考シテ其真理ノ在ル所ヲ 究窮スベキナリ(後略)

^{35) 『}農務顯末』第14 家畜 ○購入

^{1.} 濠洲ヨリ綿羊輸入ノ義ニ付伺ノ件(11年2月)

のことであった。そのため野犬の獲殺規則をつくるとともに、各国公使に通知 し、さらに町村役場にも連絡して野犬の獲殺に協力されるようにし、また護羊 犬と間違えないように指示を発しているが、この規則の条文にもアップジョン ズの格調高い牧羊事業への意欲的な文章が、織り込まれている³⁶⁾。

5. 官舎の新築

『命令状』第8条において「年期中ハ日本政府ョリ牧羊場近傍ニ於テ完全ナル家屋一宇無代償ニテジョンス氏之住居ニ貸渡スベシ」とあることにより、官舎の新築が計画されることになるが³⁷⁾、完成後、わずか数カ月のち、この官舎で被害をうけることになる。

下総牧羊場においては、現場の監督指揮することからアップジョンズの官舎を設置することが必要であった。そのため取締所のほか「御雇外国人官舎」の新築に取り掛かることになる。設置場所は、両国分庁舎に近い高堀区で「極省略ヲ旨トシテ」新営するもので、広く一般からの入札によることで請負させる予定であったが、何分とも辺鄙な土地であるため建築を願い出るものもなく、そのため下総国印旛郡成木新田大工職並木清左衛門という者が身分相応のものであるということなので、人撰したのち見積書を差し出させ、予算総額1,587円54銭であったので、この書面について検討を加えたところいささかも不相当の金額でなかったので、工事に着手することになった。勧業寮牧羊掛から提出

^{36)「}千葉県下牧羊場近傍野犬捕殺規則発行ニ付各国公使へ通知一件」〔外務省外交史料館〕(3門5類2項第16号文書)

千葉県史編纂審議会編『千葉県史料』近代篇 明治初期四 千葉県 昭和46年3月28日 ○明治9年5月11日丙第239号 牧羊場野犬取締方ヲ達ス

[○]明治9年5月20日丙第247号 牧羊場野犬取締方ヲ達ス

なお「野犬等獲殺についての掲示文」(明治9年) [横田正雄氏寄贈]が,「三里塚御料牧場記念館」(成田市三里塚字御料牧場1-34) に展示されている。

^{37) 『}公文録』明治11年2月26日内務省第13号文書 牧羊事業概算経費増額之義同明治8年5月27日付『命令状』第8条,および明治10年12月28日付『命令状』第7条この部分については、内容に変更はみられない。

808

された「第1号御雇外国人官舎新築仕様書」、および付属図面によると、純日本家屋からなり、総建坪59坪7合2勺をもつもので、

「梁間四間

家根宝形造り

桁間七間半

茅葺

軒高壱丈五尺五寸

同出二尺

此建坪三拾坪

附

梁間二間

家根前同断

梁間弐間半

軒高弐間半

軒高同出共前同断

此建坪五坪

本家前後折廻り下家

四尺

家根高配五寸五歩

桁行長延弐拾間壱尺

棧瓦葺

軒高壱丈壱尺六寸

月代出同

此建坪拾参坪四合四勺四才

地袋下家

家根前同断

桁行壱間四尺

軒高同出共同断

此建坪八合シタ三才

雪隠

梁間八尺

家根前同断

桁行弐間

軒高同出共前同断

此建坪弐坪六合六勺六才

湯殿

梁間弐間

家根前同断

桁行壱間半

軒高同出共同断

此建坪三坪

雪隱

三尺

家根前同断

桁行壱間

軒高同出共同断

此建坪五合

入口土間并雪隠共

七尺

家根前同断

桁行三間半

軒高同出共前同断

此建坪四坪八勺三才

建坪総計五拾九坪七合二勺

但床内高十処トリ場ヨリ敷居トリ場迄三尺

内法五尺八寸

天井高敷居上リ場ヨリ廻シ縁下リ迄壱尺

となっているが³⁸⁾, ことにおいて外国人としての居住性には考慮が払われていないことに注目すべきである。つまり「雪隠」は外来用を含めて2ヵ所設けているが、大便用については日本式となっている。また湯殿についても、いわゆ

38) 『公文録』明治9年10月內務省第59号文書 牧羊場分局取締所官宅其他新築伺 「総州牧羊場御雇外国人官舎壱棟新営ノ儀ニ付伺」

『太政類典』第2編第158巻 産業7 農業7 第18号文書 明治9年10月22日

1. 牧羊地二分局取締所及外国人官舎等新築

-

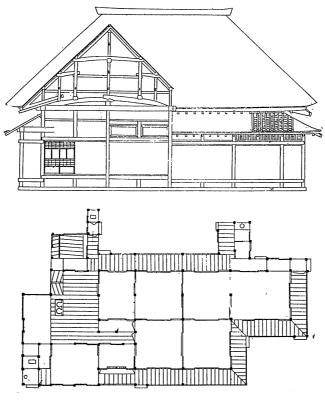


図1 アップジョンズの官舎 [「総州牧羊場御雇外国人官舎壱棟 新営ノ儀ニ付伺」による]

る日本式湯船をもつものであった。これらについては、何分とも東京から離れた僻地であるために、外国人用としての生活様式を考慮に入れる余地がなかったとみるべきである。のちこの官舎は、ジョンズが退職したのち、空屋になったので事務所に転用、宮内省移轄後は「宮内省御料局高堀出張所」とよばれた。

6. 牧羊事業の改革

事業が開始され約18ヵ月を経過したとき、牧羊事業の導入にジョンズを雇入れることを仲介したリゼンドルは、わざわざ東京から時間をかけて、牧羊場を

視察している。牧羊場の経営状況について、リセンドルは明治 9 (1876) 年 4 月 30日に東京を出発し、5月 2日に現地に到着、詳細に調査したのち、4 日帰京して改革の構想をねることになる。そして独自の『命令状』(案)を、大蔵卿大隈重信と勧農局副長官松方正義に提出するが、このとき下総牧羊場およびその統括者アップジョンズについて、リセンドルはつぎのように観察している。

『点視ノ記』では、まず「1875 (明治8) 年間ニ於ケル総会計ノ事」に説明を加えている。それによるとこの牧羊事業は、まだだれも未着手のものであって、予算の執行状況からはジョンズ、岩山敬義のいずれの予測利益計算が正確であるのかについては、判断しがたいのであるが、「今ヤ下総ニ於テ 斯ク莫大ノ金額ヲ費消セシ事并ニ当所ノ所得ノ甚タ些少ナリシ所以ヲ考フルニ盖シ其費金ノ大ナルハ嘗テ予算セシ高ヨリモ(建物ニ於テノ費用夥多ナルヲ以テ)実ニ四倍ノ多キヲ費消セシガ故ニシテ又其所産ノ少キハ別紙甲号及ヒ丙号ニ掲ケタル(引用者註、ここでは別紙を省略する)予算ノ高ト又開墾ノ資本トシテ遺ヒ払ヒタル費金トヲ比スルニ土地ノ開墾ト綿羊ノ輸入ト何レモ予期ノ高ヨリ甚タ僅少ナリシガ故ノ致ス所ナルハ必然ナリ」と、収支バランスの一致しないことをあげている。このように多くの費用をかけながらも、収益は多くの時間をかけなければ、予算に掲げるようには入ってこないとするのである。そのほか、7カ条にわたって意見を述べているのであるが、それでは牧羊事業をどのように処理していけばよいかについて、もっとも重要なことを述べている。

この牧羊事業は、単にジョンズや、岩山敬義の責任問題に帰せられるべきではなく「上ハ当場ノ長官ヨリ下最下等ノ工夫ニ至ルマデ各其才能ニ従テ種々ノ地位ニ置カル、モノナレハ其レ等ノ人々ガ自国ニ尽スベキノ義務ニ汲々タラザレハトテ予ニ於テ何レ之ヲ誹謗スルノ理アランヤ」と、上下総ての人たちが懸命に努力を惜しまない状況にあるとみている。それにもかかわらず牧羊事業が進展しない原因については、「此事業ニ付テ 最モ 折耗トスベキハジョーンス氏ノ常ニ不在ナル所以ナリ」とするのである。つまり緬羊の輸入のために、つねに外国に出張して不在であり、その時にはレーサム氏が代行することになって

いたが「之レニ代テ進退スベキノ威権」がない状態となり、また岩山敬義についても「此人聰明怜悧最モ有為ノ官吏ナリト雖モ元来斯ル大業ノ指揮ノ担当セラルベキ経験アリシニモ非ス且其学力智識ノ抜群ナルハ勿論ナレトモ是レ唯学識ヲ遂ケタル優等ノ書生が直チニ卓越タル教頭ト為ルヲ得レトモ却テ此輩ニ職工商人或ハ農家ノ純益ヲ注視スル事業ヲ以テ任スルノ才能ナキト同一視セザルヲ得ザルナリ」と酷評している。

この事業を成功に導くには「須ク一ノ官吏ヲ選抜シテ此事務ノ総理タラシメ 其余ハ皆之レニ従フ者ト為サ、ル可ラス若シ予ノ看察ヲシテ誤リアララシメハ 此総裁ノ任ニ当ラン者ハ去ル千八百七十五年五月二十七日内務省指令ノ条款ニ 従ヒジョーンス氏ヲ措テ外ニ誰レニカ在ランヤ」として、ジョンスが帰国のの ち、この任に当たらせるべきであるとしている³⁹⁾。このように事業の成功は、 ジョンズの活躍にかかっていたことである。

これに対して、ジョンズは 7月1日にリゼンドルに対して 書簡を送り、「拙者不在中諸事不都合ナル有様ニ立至リ候段ハ実ニ相違無之候へ共尚ホ遠カラス万事改正致可申附テ向後拙者ノ允許ナキ内ハ余人ニ於テ何品モ買入レ候儀不相成総テ本地ノ威権号令ハ拙者一人ニ帰シ候様ノ事ニ決定候間何レニモ総体ノ改革ヲ成ルベク迅速ニ執行可致候」とする事業の統括問題をとりあげて、その改革を実行に移すことを述べている。そして「不在中諸事不都合ナル有様ニ立至リ候段ハ実ニ相違無之候」であるが、早急に改正をして「拙者ノ允許ナキ内ハ

大隈参議宛「リゼンドル」書(1877年5月30日 東京)

本年五月下総国開墾牧羊場点視ノ記

『大隈文書』(A4457)

下総開墾場視察記(大隈大蔵卿・松方勧農副長宛 明治10年5月30日) 米・リゼンドル 写 和大

内題には「千八百七十七年五月下総ノ国開墾場点視ノ記」とある。

40) 『翻訳集成原稿』第5冊第7号文書

「リゼンドル」宛「ジョーンス」書簡(1877年7月1日 下総両国) 牧羊諸般ノ事務ヲ改正スヘキニ付報告

^{39) 『}翻訳集成原稿』第5冊第5号

余人ニ於テ何品モ買入レ候儀不相成総テ本地ノ威権号令ハ拙者一人ニ帰シ候様 ノ事ニ決定候間何レニモ総体ノ改革ヲナルベク迅速ニ執行可致候」と、命令系 統の統一と機構改革に乗り出すことを明言している。

このように中国羊に疥癬が発生し、ほかにも蔓延するようになったのは、ジョンズがつねに不在であり、そのために代理の業務を担当するレーサム自体に問題があり、「ラザム氏の罪実ニ軽カラズ殊ニ去冬中良種ノ綿羊多分ヲ失ヒ又当時製産ノ子羊モ其母羊ノ乳汁ナキガ為メニ斃死候始末ユエ此分ニテハ風土ニ馴ラシ候間ニモ幾許ノ損失ノ来タシ候ハ勿論ノ儀ニ有之且拙者承リ候ニラザム氏ハ病羊治療ノ為メ莫大ノ金額ヲ費消シ鶏卵焼酎米穀等其外ヲ之レニ与へ候由是等ハ実ニ愚モ亦甚シキ事ニテ寧ロ同氏ノ如キ者ハ居ラザル方遙カニ勝リタル様被存候」と、レーサムの緬羊の飼育と治療の執った処置について批難している。これに対して、リゼンドルは中国に旅行していて、書簡の受領が遅れ、返書

これに対して、リゼンドルは中国に旅行していて、書簡の受領が遅れ、返書は8月2日に送っているが、この牧羊事業については、統括の面においても『命令状』において、政府側と充分に考慮して作成されており、また所要経費についても充分に配慮されているのであるから、あとはジョンズ自身の活動によって解決されるほかはないと、彼の今後の活躍を激励しているのである⁴¹⁾。

このときの改革意見は、ようやく明治10(1879)年末において、事業の再検討が行われ、アップジョンズは「御雇米人ジョンズ氏上申書(五等属蒔田彰善訳)」を提出するが、ここにおいて「出費高ヲ以テ収入高ニ照準セハ金三拾万円余ノ莫大ナル不足ヲ生シ右別紙概算取調記載ノ通不得止次第ト存候然リト雖モ向後尚右取調書ョリシテ将来必ス好キ結局ヲ我輩望ム所ナリ」と説明し、これを受けて「実際不可欠之要費ヲ生ジ最初概算之金額高ニテハ向フ六ケ年ノ間維持難仕義候存候」という状態であり、さらに経費「金8万5351円37銭」の追加増額要求の伺が、翌2月26日になり内務卿大久保利通より提出され、ようやく3月

^{41) 『}翻訳集成原稿』第5冊第8号文書

[「]ジョーンス」ヨリノ牧羊諸般ノ事務ヲ改正スヘキニ付,報告ニ対シ「リゼンドル」 返書(1877年8月2日)

9日になり「認可」されている。そのためアップジョンズへの『命令状』につ いても,訂正を余儀なくされた。この改正は前回の21条が17カ条に縮小され,条 款の尊守と雇入期間,給与(500円)給与の支払,牝羊の輸入(牝羊10,000頭,牡 羊200頭),必要物品の支給,牧羊生徒の教育,官舎の供与,旅費支給,牧羊事 業の統括、規則の設定、雇入期間 (明治11年1月より6カ年間)、休暇 (往還100日 を限度,日当割り差引),病気休暇と病気退職,死去時の給与支給,懲戒免職, 国内に於ける商業活動の禁止を決めており、明治11(1879)年2月28日に『命令 状』の締結をし、ここに再出発することとなった42)。

7. アップジョンズの負傷

アップジョンズは、下総牧羊場に 設置された 日本家屋の 官舎に 生活してい た。ところが明治11(1878)年8月30日午前1時のこと,高堀の官舎(千葉印旛 県郡十倉村牧羊場,第一○大区小一○区十倉村)で 就寝していた 真夜中に, 何者か 分からない強盗3名が覆面をし白刃を相携えて密かに進入し、雇われていた人 たちをことごとく捕縛し、それより寝室に侵入して、同官舎に滞在していた司 法省雇米国人ルッセル、アドルフへも負傷を負わせて逃亡した。すぐに牧羊場 に在勤していた官員がかけつけ、両氏を寝かせて治療することは勿論のこと、 すぐに警察署に通報しておいたところ、同日の午後8時頃になって、同郡久能 村平民藤崎慶次郎(30)と藤崎志明(20)の両名が、それぞれの自宅に於いて捕ら えられた。両名が白状したところによると、全く金銭を掠奪するために押し入 ったもので、丁度外国人が相目覚めて騒ぎ立てたので、やむをえず刀傷を負わ せたが、何ひとつ取ることができず、逃去したということであった。あとの一 人は記録にみられない。とくに藤崎慶次郎は、久能村の戸長の任にあり、牧羊 場開設のときにも尽力しており, アップジョンズもよく知っている人物であっ た。この事件は、単なる強盗だけの事件に止まり、国際問題にまで発展するこ

^{42) 『}公文録』明治11年2月26日 内務省第13号文書

^{1.} 牧羊事業概算経費增額之義伺

とはなかったが、外国人に対する危害を加えたことで政治的問題にもなりかねない状態におかれていた⁴³⁾。

陸軍々医佐藤舜海、および勧農局雇岡田健道の『診断書』によると、「出血甚敷卒倒一時ハ人事不省トナリ直ニ興奮衝動之薬剤ヲ与フルニ暫乏ニシテ醒覚スルト雖モ大量之血液ヲ失フヲ以テ面色蒼白蕨冷脈微細ニシテ殆ト応セサルカ如シ故ニ猶ホ薬剤ヲ与フルニ諸症ヤ、復スルヲ以テ創処ヲ洗滌縫合シ繃帯ヲ施ス創処背部胸部之両処ハ第壱期癒合ヲ以テ治スベシト雖モ前膊其他ハ骨傷且ツ創面荒蕪スルヲ以テ第壱期癒合ヲナスベカラズ創処施術后五時間ヲ経テ漸ク諸力全ク復シ精神安政ニシテ身体倦怠微頭痛ヲ覧ユルノミ自今ノ景況ヲ以テ見レハ生命ニ関セスト雖モ大出血ノ為メニ虚脱甚シク万一如何之症状ヲ継発スルヤ決シ難ク診断ニ及候」という大重傷であった。傷は右側部に深い傷がみられ、「右側顱頂骨外縁與顬之上部ニ位スル処皮膚剝離創縫合ヲ要セザル者」「右側背部肩胛骨外縁ニ当タル処」「右胸部鎖骨外端ニ位スル処」「右前膊外側之中央ヨリ斜ニ后上方ニ走り前膊内側殆ト上三分一ノ処ニ止リ尺骨ヲ斜断ス」「左腕掌拇指第一節ニ接スル処掌面ヨリ背面ニ至ル縫合ヲ要セサル者」「左拇指頭掌面」

- 43) 『公文録』明治11年9月 内務省第7号文書
 - 1. 下総牧羊場在勤米人ジョンズ氏壱人負傷ノ儀上申。「下総牧羊場在勤米国人デー, ダブリュー,アップジョンス氏外一人兇賊之義負傷之義上申」

『太政類典』第3編第17巻 第2類外国交際 外客雇入 第17号文書 明治11年9月 11日

1. 下総牧羊場在動チー, ダブリュー, アップジョンズ, 外一名兇賊ノ為メ負傷 なお各新聞とも9月2日前後に揃ってこの事件を報じている。たとえば『東京日日新聞』明治11年9月2, 3, 5, 13, 26日, 10月4日, 『読売新聞』明治11年9月1, 3, 19日, 『郵便報知』明治11年9月1, 3日, 『朝日新聞』明治11年9月3日など詳細な記事がみえる。

また伊藤博文は、このときの状況について、平井秘書官からのリゼンドル書簡をみて、「李氏ノ書翰写/御謝御示難有/ジョンズ 恢復ノ御見/込ハ、 実ニ小官ニ於テハ / 何ョリ大慶ニ御座候。 斯ル不幸ニ/遭遇セシハ、生命/マデ失ワセテハ我/政府ノ 威信ニモ関シ/小官、 其責逃レ難シ」 [明治11年9月 平井希昌宛 伊藤博文書状] としている。

『大阪毎日新聞』昭和55年10月25日。平井洋提供による書状。

「左中指及ヒ環指第二節ト第三節間ノ掌面」の七カ所であり、右手臂の自由が 利かなくなるような状態であった。またこの地に避暑にきていた司法省雇ラッ セルも、同時に斬り付けられることになるが、比較的軽傷ですんでいる44)。す ぐに 9月1日には、東京から出張治療のため東京大学医学部教授独乙人ドクト ル, シユルチェ Wilhelm Schultze が駆けつけているが, 10月には創痍はと にかく恢癒にむかったので、再び、出張治療を依頼し、やはりシユルチェが往 診している。このときには快方にむかい、官舎の附近を歩行するまでにいたっ た。年末には、おそらくクリスマスを祝ったものとみられるが、横浜に滞留し ており、リゼンドルは、ジョンズの傷について「当今ノ容態ニテハ手腕ノ傷所 ョリ今以テ骨ノ砕片出テ候様ニ被考候」と心配しており、「同氏ヲ日耳曼病院 へ送り其傷所ヲ政府ノ医官ニ診察為致候」とし、平井希昌に新年の智に添えて 書き送っている45)。そして1月7日までの下総へ帰る以前に、大隈重信にリゼ ンドルがジョンズと同行して面談している460。おそらくこのとき右手傷の手術 が主な話題となったのであろう。この手術のことはすぐに実現することとなり、 1月10日に、東京の日耳曼病院で内務省官員、下総からの使者、リゼンドルも 立ち合いの上、彼の動かない「手臂」の手術について傷の状態から可否の判断 を仰ぐことになったが、東京大学医学部教授シユルチェの言をリゼンドルが聞 き取ったことによると「手骨ノ所在其所ヲ失シ且能ク連按致サヽル様被考候尤 モ截断術ニテ是等ノ骨組能ク整ヒ候トモ、ジョーンス氏ノ手ハ矢張其功用ヲ恢 復致間敷又截断致サストモ手骨ハ自カラ連按致候様相成可申万一連按セサル時

⁴⁴⁾ このラッセル Adolph Rusell は、司法省雇で横浜裁判所詰で、明治9年より継続して勤務している。この下総牧羊場にきていたのは、恐らく避暑のために訪れたものと見られ、このときの現住所は、横浜第1大区小区尾上町6丁目28番地となっている。

^{45) 『}翻訳集成原稿』第8冊第9号文書 新年ノ賀儀ヲ述ベ「ヂョンズ」氏ノ創痍治療ニ付見込 (平井秘書官宛「リゼンドル」書簡 1879年1月3日)

^{46) 『}翻訳集成原稿』第8冊第9号文書 「ヂョンズ」氏ノ面謁ヲ請フ紹介 (大隈参議宛「リゼンドル」書簡 1879年1月3日)

ハ今后二ヶ月六ヶ月乃至一ヶ年ノ内ニ候へハ何時ニテモ截断術ニ因テ連接候儀 出来申由ニ候尚又日耳曼病院ノ説ニ若シジョーンズ氏ガ目下截断術ヲ施スヲ好 マサル儀ニ候ハ、差当リ同氏ノ手骨ニ装置ヲ着ケ八日乃至十日程ハ東京ニ留メ 置可申其後ハ下総へ赴キ同氏ノ職務ヲ扱ヒ候儀勝手タルベシトノ事ニ候」とい うことで、ジョンズの希望通り手術を見合わせ入院することになった⁴⁷⁾。その ため右手は不自由の状態にあり、この状態は3月8日になっても同様で、その ときまで横浜に滞留していたのであるが、松方正義の帰国に際しての出迎えも せず、その帰国祝いの書簡を「左手ニ石筆ヲ持テ認メ候」という不自由な執筆 の状態で、現地の両国分庁から送付している⁴⁸⁾。

8. 牧羊場からの解雇

負傷が原因とは思われるが、「当省勧農局所轄牧羊場雇外国人今般同場ノ都合ニ寄リ」明治12(1880)年6月限をもって解職ということになる。公文書では、同場の都合となっているが、これは本人から申し出るときは、解雇条件が違ってくるので、牧羊場の都合としたのであろう。『命令状』によると、「第十一条 ジョンス氏雇入ハ明治十一年一月ヨリ向六ケ年間ノ期限ト雖モ此約状調印ノ日ヨリ三ケ年ノ後若シ日本政府ノ都合ニヨリ「ジョンス」ノ雇入ヲ止ルトキハ其日ヨリ壱ケ年分ノ給与ヲ付与スヘシ」とある趣旨により、月俸一時給与額仕訳として「13年12月迄ヲ3ケ年トシ後1ケ年付与金共合4ケ年ノ内12年6月放免ノ積リニ付1ケ年半分ハ奉職中支給済残期2ケ年半1ケ月金500円」とあることから計算して、30カ月分給与15,000円を支給し、契約を解除することになる。政府はこの支出財源の捻出に苦慮したようで、「本年度可建築紡績所

横浜二出テ帰着ヲ祝賀ス

(松方大輔宛「ジョンズ」書簡 1879年3月8日 下総両国)

^{47) 『}翻訳集成原稿』第8冊第18号文書 「ジョーンス」氏治療ノ事及ヒ至急ニ帰国スルノ事 (平井秘書官宛「リゼンドル」書簡 1889年1月10日)

^{48) 『}翻訳集成原稿』第8冊第14号文書

ノ事業十二年度ニ跨リ十一年度興業費中猶予有之ニ付一時繰替牧羊場経費中ニ 流用致支弁趣不得止義ト被存候」とみえる⁴⁹⁾。

この時、内務・大蔵の両卿と松方大蔵大輔は、5月20日に東京を出発して、下総牧羊場に赴き、5月24日正午に帰京しているので、この現地視察により、下総牧羊場の今後の有り方について検討することにしたのであろう。のちには下総種畜場に吸収合併され、規模を縮小し、牧羊場としての機能は発展的解消され、むしろ種畜の品種改良にむけられることになる。

彼の解雇理由については、勧農事業が御雇外国人の助力を必要としなくなったからとする見方と、彼が負傷のため、これ以後の職務に従事することが不可能となったから辞任し帰国する、とするものとがある。したがって政府関係の報告書には、牧羊事業に着手してから5カ年を経て目標は定まり、外国指導者を必要としなくなった為であるとみえ⁵⁰⁾、彼を負傷されたことによる責任問題を回避するようにとられる記述がみられるのであるが、日刊新聞では「勧農局御雇のジョンス氏は下総なる同局試験場にて凶賊のため重傷を負ひ未だ全快にも至らざれば雇期限来る十四年までの給料一万五千円を下賜せられて雇を解かれたり」とするように⁵¹⁾、負傷をその退職理由にあげているのである。

9. 彼の人物像

まず彼の正確な氏名は、アップジョンズであり、その綴り名は、D. W. Ap Jones(あるいは、D. W. ap-Jones, D. W. app jones)する。ところが、一部には、G. W. App Jonesとするもの、あるいは D. W. Jones とするものもある

^{49) 『}公文録』明治12年6月27日 内務省第26号文書

^{1.} 勧農局所轄牧羊場雇米人ジョンズ解約ニ付十四年迄ノ給料一時繰上ケ渡方ノ件 『太政類典』第3編第71巻 理財 官給1 第21号文書 明治12年6月30日

^{1.} 勧農局牧羊場米国人ジョンス解約ニ付残期月俸一時支給方

⁵⁰⁾ 農商務省農務局編『本邦内地ニ於ケル緬羊事情』農商務省農務局 大正8年 5ページ。

^{51) 『}東京日日新聞』第2270号 明治12年7月2日第594頁第4段

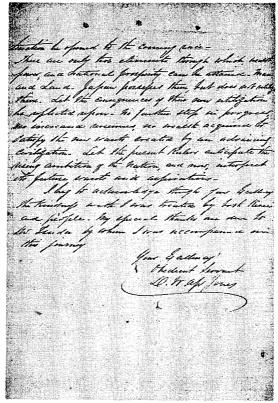


図2 ジョンズの筆跡 『大隈文書』(C 484)『Jones 氏下野・常陸・ 下総実見記』(ジョンズ自筆)〔李氏43号覚書〕

が、彼のサインからみると、最初に掲げたものが正しいとみてよいであろう52)。 ただこれを邦名にしたときには、「ヂョーンズ」「ジョーンス」「ジョンズ」な どとみえ、また邦名を「如温寿」「戎須」「襄斯」の漢字に当てはめており、い

⁵²⁾ ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』小学館 昭和50年5月1日 アップジョンズ [原綴] G. W. Appjohns (項目) 208ページ。 ここでは、G. とするが、彼のサインでは、いずれもが D. となっている。 三枝博音・野崎茂・佐々木峻『近代日本産業技術の西欧化』東洋経済新報社 昭和53年来日外人評伝 (産業・牧畜業部門) ジョンズ D. W. Jones (米) 245ページ。 ここではアップを欠く。

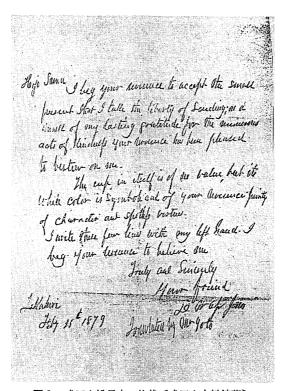


図3 成田山総長宛の礼状〔成田山史料館蔵〕

Hojo Sama

I beg your reverence to accept the small present that I take the liberty of sending; as a mark of my lastine eratitude for the numerous acts of kindness your reverence has been pleased to bestow on me.

The cup, in itself is of no value, but its white color is sybolical of your reverence's purity of character and spotless virtues.

I write these few linces with my left hand. I beg your reverece to believe me.

Truly and Sincerely Your friend D. W. Ap Jones

Takahori

Febrary 25th 1879

Translated by Mr. Goto

ずれも「アップ」を省略することが多い。

つぎに署名であるが、とこでは成田山総長にあて、負傷したときのお見舞いに対する礼状を出したものであるが、ただ左手が不自由であったときに、鉛筆で書いたので、それ自体は正常のものではないかも知れない。ここでは「D. W. Ap Jones」と見えている。ついで明治 8 (1875) 年 1月 28 日に、「覚書 43 号」としてリゼンドルより大隈重信宛に提出された「実見記」の末尾の署名に「D. W. Ap Jones」にみられる〔図 2〕。彼の風貌については、日本に滞在しているときには、彼について記したものは公文書以外には残されていない。ただ残された「Jones 氏下野・常陸・下総実見記」〔ジョンズ 自筆〕に於いて、その筆跡からみると、非常に几帳面に細かい字で執筆されており、その筆法から性格を判断することは非常に難しいが、彼の性格が滲み出ているようにみられるのである53。

そしてこれ以後には、公文書に署名したものは残念ながら未だ未見であるが、その後、メキシコに渡り、わが国とメキシコとの間に、通商条約が締結されると、すぐ日本政府に協力を申し出ることになり、在墨領事館が行う現地調査に同行することになるが、その際の旅費の領収書などに署名がみられる540。

ここに掲げたのは明治12(1879)年2月26日付,成田山霊場原口照輪上人にあてたお見舞いに対するお礼の書簡である。このときアップジョンズは、東京の病院から退院して下総に戻り、ふたたび療養に従事していたころである。

彼の人柄は、来日中に日本政府の事業として協力するよりも、事業欲にもえた人であり、なんとか日本で一旗揚げたいとする希望をもっていた。たまたまそれに日本政府が利用することになるのである。「一昨年(註、明治6(1874)年のこと)来々遊ノ米人ヂー、ダブリュー、アップヂョンス氏ナル者牧畜ノ術ニ精

^{53) 『}大隈文書』(C484)「Jones 氏下野・常陸・下総実見記」(ジョンズ自筆) [李氏43号 - 覚書]

^{54) 「}墨国太平洋沿岸ノ状況藤田領車代理視察ノ件」『帝国官吏出張及巡回雑件』〔外務省 外交史料館〕(6門1類6項2-4-9-1号文書)のうち,

明治25年12月18日 [機密第13号] 「巡回中雇入案内者并旅費ノ件」 [添付領収書]

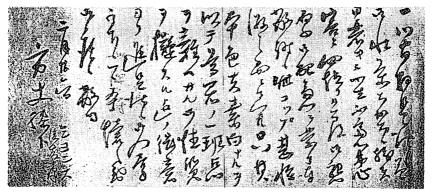


図4 同翻訳文

御座候 被下候 ヲ 以 ヲ 本 微之品ニ候へ共只其 敬 厚 害 御 雑 テ 謝候此コップ甚 擬 色 壮 御 簡 ·進呈仕候御 は素白 ニ小生不慮之 尊 罹 栄 ス 配 拝 大 ル サ 君 慮 IJ 呈 敬白 、本懷之到 一月廿八 候 迄 仕 ナ 折 候 IJ 御 微 ル 御 然 候 性 班 IJ H ス 意 質 点 ヲ 奉 懇 益

ス従来本国ニ於テ経験ノ実効□有之者ニ候処御国ノ為メ牧畜開業ノ儀ニ付テハ 専ラ尽力已ニ三ケ年来自費ヲ以テ関東地方ヲ経歴シ気候地味迄モ熟考ノ上屢々 建言ノ次第モ有之候」という非常に熱心な実業家であり、わが国にその活動の 場を求めていたのである。

おそらくアメリカ人としての開拓的精神に基づくものであり、確かに営利目 的をもっていたのは事実であろうけれども、この不毛な日本でいままで見られ なかった牧羊事業をおこそうとしたのであった。しかし日本政府では植民地化 されることに非常に拒否反応がつよく、外国資本の導入を極力嫌うという、国 情をたくみに利用し、政府事業とし実施に移し、これに外国人を雇として採用

⁵⁵⁾ ここに「後藤訳」とあるのは、明治9 (1876) 年8月に下総牧羊場に就任した二等属 後藤達三のことで、牧羊生徒監督をつとめており、また

[『]牧羊手引草』内務省勧農局 有隣堂 明治13年

をあらわしており、明治14(1881)年12月に退職している。

して任に当たらせようとするものであった。

ところが事業が進行するにつれて、牧羊事業に対する経験者は彼ひとりであり、事故が発生するならば、すべてを一手に引き受けて作業しなければならなかった。リゼンドルへの書簡のなかで、「拙者毎朝四時ニ起キ出、一椀ノ豆茶ヲ吃シ、其レョリ午後三時前マデハ帰宅不致或ハ稍ク三時頃帰宅致、取急キ食事ヲ為シ、再ヒ黄昏マテハ外出致居候」という状態がつづいた⁵⁶⁾。彼の風貌に就いては、在日中のものでは明らかではないが、帰国後、メキシコの移住適地調査において、恒屋盛服が同行したときのことを『墨国探征日誌』に記しているが、そのなかで「ジョンズ氏は麦藁製の墨西哥帽を戴き服装も亦た墨西哥風を交へたれば、始めて見たる余等の眼には頗る可笑く見へたり」とか、「ジョンズ氏は麦藁製の墨西哥帽を頂き身に麻の外套を被り革製のズボン長靴を穿ち、携帯品には防泥、鞍上革袋、銅盤大のキャンテーン、洋傘等なり、その得々として銀髭をなびかし革鞭を挙げて馳聘する様は、宛なから斉藤別当実盛の出陣に似たり」としている⁵⁷⁾。

10. む す び

ここでは、一人の御雇外国人の姿をなるべく総括的に行動を中心として、日本との協力関係について述べたつもりである。それにしても公式の政府文書から彼の人物像を求めることは、非常に難しいと言わねばならない。

ただことでいえることは、御雇外国人の採用について、従来までの見解は、 つねに日本の「脇役」として仕事をしたことを立証してきた傾向が強いことで ある。このアップジョンズについて、このような見解がまったく適応できない

^{56) 『}翻訳集成原稿』第5冊第7号文書 「リゼンドル」宛「ジョース」書簡(1877年7月1日) 牧羊諧般ノ事務ヲ改正スヘキニ付報告

⁵⁷⁾ 恒星盛服「墨国探征日記」『東京経済雑誌』第659号 明治25年1月28日 129ページ, および第683号 明治26年7月15日 94ページ。この部分は, 各人のそれぞれの姿を 昔の著名人に仮託して述べている部分に, その風貌を彷彿とさせるものがある。

ことに注目すべきである。それは外国人に委託する事業は不可能であるという 通商条約に制限され、勧業寮雇としての仕事に終始したのであり、さらに下総 牧羊場の組織体のなかで、場長岩山敬義との関係から外国人として経営と統括 が制限される範囲内での活動であり、十分に自己の経営能力が発揮できないと いう状況に置かれていたのである。

これは御雇外国人の採用に際しての法的制約が存在したことにもよるが、その反対に、外国人の日本国内における営利事業を禁止する政府の方針に対して、このような牧羊事業を行わなければ、羊毛工業の近代化への歩みを阻害することになるのみならず、牧羊製品の輸入防遏をなし得ないという、二律相反するジレンマに陥ったのである。そのため表面的には、内務省勧業寮の事業、つまり下総牧羊場で種畜と牧羊を兼ね、組織の指導者には、岩山敬義をおいて日本的管理をさせる一方、羊毛事業についてはアップジョンズに全権を任せるという両建制のもとに成り立っていたのである。そして勧業寮雇として採用し、とくに事業の性質からみて、最終的な利益を分配する方式を適用するという従来例をみない方式がとられることになったのである。そのこと自体が御雇外国人として、日本の「脇役」にまわったのではなく、脇役にまわらされるという変則的な採用がなされていることに着目すべきである。

そしてアップジョンズの解雇は、あくまでも負傷による右手の不自由から事業の継続をなし難いということに原因があるのであり、牧羊事業が御雇外国人の手を借りなくても継続できるだけの能力をつけるまでに発展したとするのは、公式報告での文章のアヤにすぎないものとみるべきである。

それに加えて、事業の仲介者であり、助言者であったリゼンドルが明治12 (1879)年2月に、日本を出発してアメリカに帰国することになるが、このことは彼にとって、右手の不自由に対し、さらに片腕をも失うことにも なるわけで、将来における牧羊事業の成功が、彼の協力と助言なくしては、不可能であることを察知したからであろう。そのため辞職を申し出たのが、何時ごろかということになるが、明治12年2月の段階で、彼の心のなかに決めていたとみる

べきであろう。

本来,畜産事業というようなものは、風土との関係もあって品種改良に、時間をかけれければ成功をみない産業であり、急速な大量の導入には困難な事業とみるべきである。しかしそれにもかかわらず、その経営効果もあらわれ始めていたのである。しかしながら膨大な経費を必要とするにかかわらず、収量の少ない中国種が大部分という結果となり、それを加工する千住製絨所へ提供する原毛についても、開業当初では処理加工量のわずか10パーセント内外を充足するに過ぎないという状態であり、牧羊生徒を教育して、地方への拡大生産という計画も十分に各県が対応するにまで及ばず、全国的な規模での原毛供給すら満足すべき状態でなかったのである。

殖産興業の一環として羊毛処理をする製絨業は、内務卿大久保利通により千住製絨所を設置することで、着々と建設事業が開始されていた。彼の方策とした羊毛業に対する原料の羊毛供給は、当然のこと下総牧羊場からの供給だけでは不足することになるので、大倉組を通し英国マジソン商会に購入依頼し、オーストラリアから10万斤(1斤は120匁)を輸入することが最初から計画されていた。すなわち製絨所計画段階から、下総牧羊場の羊毛原料供給としての役割は、まったく無視されていたのである。それに明治11(1878)年5月14日には、大久保利通内務卿が、東京魏町の紀尾井坂で、暴漢島田一郎によって暗殺される事態が発生し、今後の殖産興業政策の実施すら危ぶまれたのである。

この牧羊計画に直接関係することであるが、緬羊からの羊毛収量が問題であった。つまり当時の代表的緬羊であるメリノ種は、一頭につき11ポンドの収量が期待できたけれども、何分とも高価であるため大量に輸入することがはばかられ、中国種でもって、これを補充することにした。ところが中国種(蒙古・上海種)はわずかに1.5~2.0ポンドという状態で収量が少なく58)、メリノ種と

^{58) 『}第四回年報』 自明治11年7月至同12年6月 勧農局 明治14年1月 64ページ。 〔『明治前期産業発達史資料』別冊(12) I 明治文献 昭和41年12月25日 収録〕 「例へハ純粋「スパニシメリノー」羊一頭剪毛ハ十一磅アルモ蒙古羊ハ僅カニー磅半 ョリニ磅ニ過キス」としている。

の一代交雑種であっても3ポンドに過ぎなかった。それにヨーロッパのものとは異なる伝染病(疥癬のこと)をもっていたことが、事業計画に災いしたのであった。この駆除処置については、実地経験のあるのはアップジョンズだけであり、処置方法に経験をもたないレーサムに任せることはできず、その処理に追われる状態であった。

『公文録』においても、アップジョンズの解雇理由については、「同場ノ都合ニ寄リ」とだけ見えるのみで、詳細な解雇理由について触れるところがない⁵⁹⁾。また『内務卿(省)年報』にも、解雇理由をあげていない⁶⁰⁾。おそらく公式の文書には、アップジョンズの負傷と、解雇理由については、公表することで問題化することを避けたのではなかろうか。もともと解雇理由として「アップジョンズの指導を必要としなくなった」という理由は、契約条件からみて不適当な理由であり、8カ年半の契約が厳然と存在していたからである。

そのため明治13(1880)年,下総牧羊場の下総種畜場への併合は,原則的には 牧羊事業の放棄であり,そのことを単にアップジョンズの帰国による事業の縮 小とすることはできないのである。アップジョンズの意見に始まる政府事業と しての牧羊業であったが,そこにはアップジョンズを充分に活躍できない場を つくりあげ,それに加えて,不慮の災害に遭遇して,活躍の意欲さえ阻害する ことになったというのが,現実ではなかったろうか。

^{59) 『}公文録』明治12年6月27日 内務省第26号文書

^{1.} 勧農局所轄牧羊場雇米人ジョンズ解約ニ付十四年迄ノ給料一時繰上ケ渡方ノ件「同場ノ都合ニョリ」とあるのみで、一時俸給支給は日本側からの解雇申出による条文を適用しているから、表面的にはジョンズの意向とはみられないのであるが、何分とも事故の場合の規定が無かったことも関係しており、その見舞金・手当については何ら触れるところがないし、また12年度末に上申し決定をみており、実際の帰国4月とは、時間的なずれがあり、これについても触れるところがない。

^{60) 『}内務卿第四回年報』自明治11年7月至同12年6月 明治12年12月 内務卿伊藤博文 太政大臣三条実美段 70-76ページ。〔『内務省年報・報告書』 第6,7巻 三一書房 1983年7月31日,8月31日 収録〕

内局第四年報の「本周年内務省官員及傭増減比較表」に,諸雇外国人12名を掲げるのみで,その増減の理由を明らかにしていない。